

## 水道法に定める水質基準項目(51項目)

項目名	水質基準
一般細菌	100個／mL以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	0.003mg／L以下
水銀及びその化合物	0.0005mg／L以下
セレン及びその化合物	0.01mg／L以下
鉛及びその化合物	0.01mg／L以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg／L以下
六価クロム化合物	0.05mg／L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg／L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L以下
フッ素及びその化合物	0.8mg／L以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg／L以下
四塩化炭素	0.002mg／L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg／L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L以下
ジクロロメタン	0.02mg／L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下
ベンゼン	0.01mg／L以下
塩素酸	0.6mg／L以下
クロロ酢酸	0.02mg／L以下
クロロホルム	0.06mg／L以下
ジクロロ酢酸	0.03mg／L以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg／L以下
臭素酸	0.01mg／L以下
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg／L以下
トリクロロ酢酸	0.03mg／L以下

プロモジクロロメタン	0.03mg／L以下
プロモルム	0.09mg／L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下
亜鉛及びその化合物	1.0mg／L以下
アルミニウム及びその化合物	0.2mg／L以下
鉄及びその化合物	0.3mg／L以下
銅及びその化合物	1.0mg／L以下
ナトリウム及びその化合物	200mg／L以下
マンガン及びその化合物	0.05mg／L以下
塩化物イオン	200mg／L以下
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg／L以下
蒸発残留物	500mg／L以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg／L以下
ジエオスミン	0.00001mg／L以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／L以下
非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下
フェノール類	0.005mg／L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg／L以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下